

医 師 第 132 号

令和4年3月18日

岩手県立病院医師連合会

会長 中野 達也 様

岩手県医療局長 小原 勝



令和3年度1号医師協議会での提案に対する回答について

令和3年12月17日(金)に開催されました標記協議会での提案について、別紙のとおり回答します。

1 学会参加費の事前支払い（カード払い）時の手続きの簡素化について

【提案】

- ・ 今年度も新型コロナウイルス感染症対策のため WEB 開催やハイブリッド開催の学会が多く、今後は WEB 開催でなくても事前に会費を支払い参加登録を行う形が一般的となりつつあることから、カード払い手続きを簡素化できないか。
- ・ 事前の事務への届け出については必要性が理解できるが、通帳やカード明細のコピーの提出は、医師側も病院事務側も非常に手間がかかるため、会員からの要望が強い。

【回答】

- 1 先般、国において規制改革の中で法人クレジットカードによる支払いを認める方向性が示されたことを踏まえ、改めて現行の関係法令等を確認し、資金前渡払いにおける学会参加費の事前支払い（カード払い）時の手続き方法について県出納局や監査員事務局等と協議を進めてきた結果、医療局においては、従前の資金前渡の取扱いを、学会から発行される領収書で精算する方法に簡素化することとします。（令和3年12月27日付け医経第272号により通知済み）

【手順】

- ① 事務局へ事前に申出（学会参加申込前）
- ② 事務局の了承
- ③ 事務局から資金前渡（病院から先生方の口座へ参加費の振り込み）
- ④ 学会への申込・個人のクレジットカードによる決済
- ⑤ **学会から発行される領収書**を事務へ提出
- ⑥ 事務局で精算
- ⑦ 学会参加後、復命

【留意事項】

- ・ 学会が指定する支払方法がクレジットカード払いしかない場合に限りです。
 - ・ 学会から領収書が発行されない場合は、クレジット明細等、参加費を支払いしただことがわかる書類の提出が必要です。
 - ・ 国際学会の参加費については、従前の取扱いとなります。
- 2 また、国から法人クレジットカードの利用が認められたことから、医療局においても、新たな支払方法として法人クレジットカードの導入を検討していくこととしており、今後、県出納局や他県の状況などを踏まえながら、カードの管理・運用方法等に係る関係規程の整備などを進めていきたいと考えているところです。

2 研究研修費でのパソコン等の購入について

【提案】

- ・ 今年度も学会出張が少なく、研究研修費の残額が多くなる見込み。残額については、「医師学会出席旅費等配分基準」において「配分額に執行残額が見込まれる場合は研究研修費の他の科目（旅費、図書費…図書・研修用ビデオテープ等、研究雑費…学会受講料・パソコンソフト等、研究材料費）に振り替えることができるものとする。」と定められている。

コロナ禍で WEB 会議や WEB 学会、研究会が増加しており、支給されている行政端末では WEB 接続できないため、学会への参加、その手続きにも別途 PC の購入が必要になるため、**研究研修費残額でのパソコン等の購入を認めてほしい。**

- ・ オンラインでの医学情報へのアクセスが容易となり、図書やビデオテープの必要性が低下している現状では、使用頻度の少ない高額な図書を購入するより有効な使途と思われる。
- ・ 最近では、ダウンロード版やサブスクリプション方式でのサービス提供が増えてきている。**デジタル化推進に対応する支払いシステムを構築していただきたい。**

【回答】

- 1 学会出席旅費の振替が可能な研究研修費の科目に消耗備品費（購入金額が税込 10 万円未満の物品）を追加し、情報資産（WEB 会議や学会への WEB による申込・参加の用に供するパソコン等）を購入できることとする方向で検討しています。

購入した情報資産は所属病院の物品であり、各病院において管理簿により端末の所在、購入・処分等について管理する必要があるほか、岩手県情報セキュリティポリシーに則った適切な運用が求められることから、今後、基準の改正を含めセキュリティ対策や物品の管理方法等について併せて検討することとします。

【同ポリシーで求められる事項及び必要なセキュリティ対策】

- ・ 端末の所在、購入・処分等の台帳管理
- ・ 病院外部への持ち出し制限（所属長の許可が必要）
- ・ 患者情報や診療データ等の取込み禁止
- ・ ウイルス対策ソフトのインストール・更新必須
- ・ 端末起動時のパスワード設定
- ・ 外部に持ち出す際は、提供元が不明なフリーWi-Fi の接続禁止 等

- 2 また、ダウンロード版やサブスクリプション方式でのサービスについて、
現行の規程の中で、事前にサービス提供の相手方と契約事務手続き等を行っ
たうえで支払うことは可能です。(医学情報購読料 UpToDate など)

なお、現時点では、支払方法がクレジットカードのみのサービスには対応し
ておりませんが、今般、国から法人クレジットカードの利用が認められたこと
から、医療局においても、新たな支払方法として法人クレジットカードの導入
を検討していくこととしており、今後、県出納局や他県の状況などを踏まえな
がら、カードの管理・運用方法等に係る関係規程の整備などを進めていきたい
と考えているところです。